

中 野 区
住宅政策審議会 会議録

第1回

2018年7月19日(木)

第6期中野区住宅政策審議会（第1回会議） 会議録

日時

平成30年7月19日（木曜日）午後3時

場所

中野区役所 7階 第10会議室

次第

1. 委嘱状の交付
2. 副区長挨拶
3. 事務局からの委員紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 副区長より諮問
6. 各委員自己紹介
7. 報告事項

- (1) 第6期中野区住宅政策審議会の運営について
- (2) 第6期中野区住宅政策審議会の審議の進め方について
- (3) 中野区の住宅及び空家等の現況及び課題について

出席委員

有田委員 田村委員 山崎委員
青木委員 石井委員 井上委員 川上委員 川村委員 関田委員
津田委員 林委員 保坂委員 松本（玲）委員 宮島委員

事務局

塚本都市基盤部副参事（住宅政策担当）

中野区出席者

豊川都市基盤部長
安田都市基盤部副参事（都市計画担当）
小山内都市基盤部副参事（建築担当）
宇田川政策室副参事（ユニバーサルデザイン推進担当）
滝瀬地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当）
岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）
荒井地域まちづくり推進部副参事（まちづくり企画担当）

塚本副参事

それでは定刻になりましたので、よろしいでしょうか。では、ただいまより、第6期中野区住宅政策審議会を開会いたします。私は中野区都市基盤部住宅政策担当副参事の塚本でございます。

本日、審議会の会長が選出されますまでの間、私のほうで会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このたびは、中野区住宅政策審議会委員にご就任をいただきご承諾をいただきまして、大変ありがとうございます。また、本日、大変お暑い中、またご多忙の中、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本日はお手元に配布の次第に沿いまして、17時までをめぐりに会を進行させていただきたいと考えてございます。なお、本日の審議会の記録をとらせていただいております。また、都度都度、写真撮影もさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、まず1番、委嘱状の交付でございます。本日は酒井区長が所用により出席できませんので、横山副区长より委嘱状を交付させていただきます。

では、有田様から席順に沿ってお渡しをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

塚本副参事

なお、松本暢子委員、和気純子委員につきましては、本日、所用のためご欠席とのご連絡を頂戴してございます。

それでは、次第の2番、副区长の挨拶です。横山副区长よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

横山副区长

改めまして、副区长の横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は本当にご多忙の中、また本当にお暑い中お運びいただきまして、本当にありがとうございます。

私事になりますが、私も実は、先週14日に副区长を拝命したばかりでございまして、区役所に着任したのも実は本日が3日目でございますので、まだ副区长になりたてでございます。本当に皆様方からご指導を賜りまして、しっかり中野区政の発展のために尽力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、皆様方にご審議いただきます住宅政策でございますが、実は私、国土交通省の出身でございます。国のほうでは、昨年ですか、住政活基本計画という、国土交通省でつくる全国的な大指針が出ていました。その中で、大きな柱が3つございまして、1つはやはり高齢者の皆様方の良好な住宅の確保。さらに加えて、子育て世代、お子様を育てておられる若いご両親様。そういう方々の住宅確保をしっかりとしていこうというのが1つ目の大きな柱でございます。住宅セーフティネットとっておりますが、それが大きな1つ目の課題。

それから2つめは、やはり既存の住宅をいかに流通させていくか。特に空き家の問題ですね。ここ中野区でも多分、非常に多くの空き家が存在していると聞いてございますけれ

ども、全国的には350万戸ぐらいの空き家があるという状況でして、そのようなものをどうやって利活用していくかというのが2つ目の大きな課題ということでございます。

それから3つ目の課題として、そういうものをしっかり踏まえていくことで、住宅産業、市場の活性化、そのようなところが3つ目の大きな課題ということでございます。

ここ中野区でも、当然のことながら、国のそういう方針、それから全国的な傾向に従いまして、私どもとしてもしっかり住宅行政に取り組まなければいけないということ。それからあわせてやはり公営住宅を建てかえていくような問題。あるいは崩壊するマンションの管理の問題。それから住宅環境、あるいは住宅の安全性の確保、そのようなさまざまな大きな課題が山積しているということで、皆様方から知見をいただきたいと思っております。

本日、審議会に委員として来られ、委員をお引き受けいただいた皆様方、さまざまな分野の有識者の皆様方、あるいは地域のまちづくりを推進しておられる組織の代表の皆様、あるいは建設業界等、業界の代表の皆様、そして公募でご参加いただいている区民の代表の皆様方、さまざまな皆様方から本当に幅広い意見を頂戴してまいりたいと考えてございます。

ご審議いただきます住宅政策、住宅マスタープランという形で、今後10年間の中野区の住宅政策の基本的な柱を位置づけていくというようなことでございますので、ぜひ皆様方から有意義な意見を頂戴し、よりよいマスタープランづくりを進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

塚本副参事

ありがとうございます。では、次第に沿いまして、続きまして3番、事務局から委員の紹介ということでございます。こちら、本日初めて顔を合わせられる皆様も多いと思いますので、審議会の会長を後ほど選出していただくこととなりますが、それに先立ちまして、委員の皆様のご紹介を私のほうからさせていただきたいと思っております。委員の皆様には後ほど、ご挨拶をそれぞれ頂戴したいと思っておりますので、この場におきましては、私のほうからお名前だけご紹介をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料の1番、名簿がございまして、そちらも合わせてごらんいただければと思います。では、名簿の一番上からご紹介させていただきます。

筑波大学、情報システム系社会工学域の教授の有田智一様でございます。

続きまして明治大学、研究・知財戦略機構特任教授の田村誠邦委員でございます。

本日、松本暢子委員はご欠席でございます。

続きまして、順天堂大学、医学部整形外科学講座非常勤講師の山崎泰広委員です。

首都大学東京の和気純子委員は本日ご欠席でございます。

続きまして、区民委員のご紹介でございます。中野区民生児童委員協議会の南中野地区会長の青木敏轟委員でございます。

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、中野区支部支部長の石井弘美委員でございます。

一般公募でお越しただいております井上於菟委員でございます。

続きまして、こちらに参りまして、特定非営利活動団体、マンション管理支援協議会事

務局長の川上美知代委員でございます。

中野区福祉団体連合会、川村和利委員でございます。

中野区町会連合会常任理事の関田光延委員でございます。

一般社団法人東京都建築士事務所協会、中野支部副支部長の津田龍彦委員でございます。

公益社団法人全日本不動産協会、中野・杉並支部支部長の林直清委員でございます。

一般公募でお越しただいてございます保坂俊明委員でございます。

次世代育成委員の松本玲子委員でございます。

東京商工会議所、中野支部副会長の宮島茂明委員でございます。

ありがとうございました。後ほど皆様には各自自己紹介をお願いしたいと思います。

では続きまして4番、会長及び副会長の選出でございます。こちらにつきましては、中野区住宅政策審議会の組織と運営の根拠となります中野区住宅政策審議会規則第2条におきまして、会長と副会長につきましては、委員の互選により定めるものとされてございます。

実際には、本日、皆様初めてお集まりいただいているところでございますので事務局からの提案でございますが、会長、副会長につきましては、事務局に一任をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

塚本副参事

ありがとうございます。それでは、第6期中野区住宅政策審議会の会長には、有田智一委員をお願いしたいと思います。あわせて副会長でございますが、田村誠邦委員をお願いさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、有田会長、田村副会長、席をお移りいただきてよろしいでしょうか。

(会長・副会長 移動)

塚本副参事

では、ここで有田会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

会長

ただいま会長を拝命いたしました筑波大学の有田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は日ごろ、都市計画、住宅政策等全般にわたりまして、研究・教育活動をしております。中野区様とは、実は本日、昔大変お世話になりました方にも再会させていただいたのですが、20年以上前からこちらのまちづくりの現場でいろいろ勉強させていただいたことがございまして、この現在の住宅マスタープランの内容にも参画させていただきました。今回、こうした機会をいただき、大変ありがたく存じます。

皆様のご協力をいただき、実りある議論ができればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

塚本副参事

では、田村副会長からもご挨拶をお願いいたします。

副会長

ただいまご紹介いただきました田村です。私のほうは、専門はどちらかというとは既存住宅の流通とか再生とかその辺のマンション関係が中心なのですが、明治大学で、昨年までは理工学部の特任で、中野キャンパスに教えに来ていたのです。ですから、ここは週に何回か通った道ではあります。

このたび、ご縁あって中野区の住宅政策審議会ということで拝命いたしましたので、ぜひ有田会長を補佐して実りある成果を得るように頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

塚本副参事

ありがとうございました。では、次第に沿いまして、5番、諮問でございます。本日、酒井区長の代理といたしまして、横山副区长から会長のほうに諮問をさせていただきたいと思っております。

(諮問)

塚本副参事

ありがとうございます。ではここで、委員の皆様には、諮問文のコピーを配付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、ここで横山副区长は所用がございますので、こちらで退席をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

横山副区长

申しわけございません。ではどうぞよろしく申し上げます。

(副区长 退室)

塚本副参事

本日、会場の都合上、マイクをご用意しようかと思っていたのですが、隣も実は今会議をしておりまして、大変申しわけございませんが、生声でということで進めさせていただいております。何とぞご了解いただきますようよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行は有田会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長

それでは、これからの進行につきましては、私が司会進行を務めさせていただきたいと思っております。皆様、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、先ほど事務局からご説明いただきましたように、ここで各委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、まず山崎委員から名簿の順番にお願いいたします。

山崎委員

初めまして。山崎泰広と申します。こちらの名簿では、順天堂大学で整形外科学講座非常勤講師になっていますが、そちらのほうとともに、車椅子関連の会社とそれからコンサ

ルディング会社の2つをやっております。

もともとアメリカに留学していて、そちらでけがをして、リハビリをして、向こうの高校と大学を出て帰国したと。その間ずっとひとり暮らしをして、日本に帰ってきたのはもう30年以上前ですが、あまりに日本のバリアフリーがひどかったので、そのようなお手伝いをもう30年ぐらいずっとしております。

最近では、ユニバーサルデザイン2020の委員とか、あと中野区ユニバーサルデザインの委員とかをさせていただいています。今回はユニバーサルデザインの委員会のほうから、ぜひ住宅のほうにもユニバーサルデザインの考えをということでお手伝いさせていただきます。よろしくお願いたします。

会長

次、青木委員よろしくお願いたします。

青木委員

私は中野区の民生・児童委員協議会のほうの書記をやっておりまして、会長のほうが前はやっていただきました。私が今回選ばれて、福祉政策等、影響があると思われるので、そちらの福祉関係の状態の住宅をどういうふうに考えているのかということをよく聞いてきてくれということなので、お伺いしております青木と申します。よろしくお願いたします。

会長

それでは石井委員、よろしくお願いたします。

石井委員

皆様、初めまして。石井でございます。私は公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部の支部長を務めております。生まれも育ちも中野区上鷲宮でございます。この会におきましては、私のほうとしましてはインスペクション、あるいは空き家対策、そちらのほうのいろいろ提言できるかなと考えておりますので、皆様、よろしくお願いたします。

会長

井上委員、よろしくお願いたします。

井上委員

私は中野3丁目から参りました井上於菟と申します。今回、区のほうで公募委員を募集しておりましたので、応募して、認めていただいたというわけです。

私は本来の仕事としては海外視察旅行の添乗員を約37年やってまいりました。180回ぐらい海外に行っております。視察旅行ですので、皆さんの関係の国土計画協会の視察もやりましたし、都市計画協会、あるいは医療の関係では、全国自治体病院協議会の添乗員もやりました。ちょっと偏った業界かもわかりませんが、そういう関係からこちらの住宅政策について、少しは都市計画だとか国土計画の添乗員をしたときのお話が役に立つの

ではないかなと思って、今回応募したら認めていただけたわけです。いろいろと皆さんと一緒にあって、大きなテーマですので協議に参加させていただき、いい結果が出るように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

会長

それでは川上委員、よろしくお願いいたします。

川上委員

マンション管理支援協議会の事務局をしております川上と申します。よろしくお願いいたします。中野区のほうで2001年に設立したNPO法人ですが、実際、具体的にはマンションの管理組合のいろいろな形での支援をしているということです。具体的には、例えば大規模修繕工事のコンサルをしたり、組合運営でちょっとお困りの方のアドバイスとか支援業務。そういったことをやっておりますので、マンションの管理組合の方たちのいろいろな状況というのはある程度は把握しているつもりですので、そんなことがお役に立てばと思っています。よろしくお願いします。

会長

それでは川村委員、よろしくお願いいたします。

川村委員

中野区福祉団体連合会常任理事の川村和利と申します。障害者の団体が集まっている福祉団体の連合会からの推薦で参りました。やはり住宅に住むという中で、障害者というのはいろいろな環境で住める・住めないという問題もありますし、借りるときに差別的な対応をされて、なかなか取得できない等々ありますので、そういうことも含めまして、障害者の立場からいろいろな意見を申し上げられたらと思って来ております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは関田委員、よろしくお願いいたします。

関田委員

中野区の町会連合会の常任理事をしております関田でございます。と同時に、上高田地区の町会長をさせていただいております。町会はもう皆さんご存じのように、そこに住んでいる人たちの意見を調整して、1つの方向に持っていこうということも大きな仕事の中に入っております。そういうことで、実際に中野区に住んでいられる方の目線で、皆さんの今回の仕事についての幾らかの力になればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは津田委員、よろしくお願いいたします。

津田委員

東京都建築士事務所協会中野支部の津田と申します。私は中野駅の南口で建築設計事務所と土地家屋調査士事務所を営んでおります。私事ではありますが、建築に関しては祖父の時代から中野でお世話になって、今、3代目という形で、中野区の建築とか住宅に関しては、地元としていろいろとそれなりの経験を積んでいると思います。

現在、私、東京都の建築事務所協会の本部で法務制度委員会というところの委員をさせていただいてまして、ちょうど今、国交省のほうから社会資本整備審議会に基づいて、建築基準法の改正に向けた意見というところをテーマにして議論しています。やはり既存建築ストックとか、そういう方面の会としての要望というところをまとめてお願いするような形を今現在、進行中ということです。

今年からもそうなのですが、中野区さんの委託によって、今、ちょうど大和町のところの不燃化特区の周知といいますか、そういう形でお手伝いさせていただいて、私の受け持ちのところは150軒ぐらいでしたけれども、そこを個別に回って、大和町だけですが、現地の事情なども若干でも勉強させていただいているということで、今回、こういう機会、私が地元で行ってきたそういうことが少しでもお役に立てばと思ひましてお願いしたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

会長

林委員、よろしくお願ひいたします。

林委員

林でございます。私は公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部支部長をもう25年やっております。実はもう今季で最後でございますが。個人的に、私は一般社団法人全国不動産コンサルティング協会の会長と、それから一般社団法人全国空き家相談士協会の会長をしておりまして、実は空き家問題のスペシャリストを今、養成するという形で、特に空き家の利活用、処分、全てに関する専門家を養成する団体を3年前に立ち上げました。ほぼ1,000名近い方を全国で輩出しておりますけれども、その会長をさせていただいております。

実は、中野の空き家等対策審議会の委員もさせていただいております、あるいは中野では長く支部長をやっているせいか、いろいろな形で緑化問題とか、あるいは第5期の住宅政策審議会の委員も務めさせていただきまして、さまざまなことをさせていただいているのが現状でございます。今後ともひとつ、よろしくお願ひいたします。ちょっと年が、もう後期高齢者になりましたので、あまり元気がないかもわかりませんが、頑張ります。ひとつよろしくお願ひします。

保坂委員

公募いたしました保坂と申します。野方在住でございます。私は三十数年間、東京都に勤めておりまして、東京都ではいろいろな経験をしたのですが、国際関係が多くて、変わったところではパリに3年ほど駐在したり、2016年のオリンピック招致本部のときの

計画担当部長をやったりしたのですが、都市計画局にもいたことがありますが、都市づくりにも興味を持っております。

今回は住民の立場で、以前から空き家にも関心を持っておりまして、昨年の空家等対策審議会にも参加させていただいたのですが、やはり住宅そのものの問題は単に建物どうこうという問題よりも、今の超高齢少子化社会におきまして、実態的にコミュニティが崩壊しつつあるという、この問題を何とか解決する方向で、住宅のあり方を根本的に考えたいなということで参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

松本（玲）委員

松本玲子と申します。中野区次世代育成委員ということで、5年ほど前から、0から18歳未満のお子さんのいらっしゃるご家庭の子育て、子育てというところに寄り添って、見守り活動をしております。私事ですが、勤め先が住宅メーカーで、営業をしておりまして、15年ほど勤めておりましたので、一般のお客様と皆さんのような専門的なお話をつなぐ立場ということで、ずっと仕事をしてまいりました。

今回も子育て世代の方のお話を聞ける立場ということで、こちらのほうでお話し合いになった内容で、もし小さなお子さんたちのいらっしゃるご家庭のご意見を聞くような場面がありましたら、ちょうどいいかなということで推薦をしていただいたそうなので、よろしくお願いいたしますと思います。

宮島委員

東京商工会議所中野支部、副会長を務めております宮島と申します。前回のマスタープラン作成時にも当審議会に参加させていただいて、何か縁があるのかなど。今回も会議所から指名を受けまして、参加させていただきました。

本職は全然別のことをやっておりますので、どこまで意見がお話しできるかわかりませんが、お世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。引き続きまして、関係者の皆様につきましても、事務局のほうから紹介をお願いいたします。

塚本副参事

では、お手元の資料にはございませんが、区の出席者をご紹介したいと思います。まず、都市基盤部長の豊川でございます。

豊川都市基盤部長

豊川でございます。よろしくお願いいたします。

塚本副参事

都市計画担当参事、安田でございます。

安田副参事

安田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

塚本副参事

建築担当副参事の小山内でございます。

小山内副参事

小山内です。よろしくお願いいたします。

塚本副参事

続きまして、ユニバーサルデザイン推進担当副参事、宇田川でございます。

宇田川副参事

宇田川でございます。よろしくお願いいたします。

塚本副参事

地域包括ケア推進担当副参事の滝瀬でございます。

滝瀬副参事

滝瀬でございます。

塚本副参事

福祉推進担当副参事の岩浅でございます。

岩浅副参事

岩浅です。よろしくお願いいたします。

塚本副参事

地域まちづくり企画担当副参事の荒井でございます。

荒井副参事

荒井でございます。よろしくお願いいたします。

そのほか、事務局の職員、私、住宅政策担当の塚本でございます。

そのほか、住宅政策担当係長の今でございます。

今係長

今でございます。

塚本副参事

あと担当の小田橋でございます。今後、やりとりはこちらの2名がさせていただきます

ので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。そうしましたら、ここから次第の8番の報告事項に入っていきたいと思います。お手元の資料3から資料8が報告事項の資料となっております。もしお手元の資料に不足がある方は挙手をいただければ事務局からお届けいただけるということでございます。

まず、報告事項(1)第6期中野区住宅政策審議会の運営の申し合わせ(案)について、事務局よりご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

塚本副参事

では、事務局から資料3でございますが、「住宅政策審議会運営上の申し合わせ(案)」ということでご説明を差し上げたいと思います。こちらは本審議会の運営上の決まりごとと申しますか、そういったところを定めたものでございます。

まず1番目、会議に出席できない場合の代理出席についてでございますが、今回、各種団体様からご推薦をいただいている委員の方にお越しいただいておりますので、そういった委員の方がやむを得ず会議を欠席される場合につきましては、会長はその委員にかわって、当該、ご紹介いただいた団体等に所属する方が代理で出席することを認めることができる。そういった形でございます。

こういった場合、代理出席者の方でございますので、意見については頂戴したいと思いますが、最終的に、例えば審議等が必要な場合については、ご参加できないといったところでございます。

2点目、会議の公開及び傍聴時のルールについてでございます。こちらの会議につきましては原則公開とさせていただきます。傍聴者の方がこちらにいらっしゃる。そういった形の会議でございます。(2)傍聴人による写真、あるいは動画の撮影及び録音については原則できないものとさせていただきます。ただし、審議会の議決によりまして許可をした場合については、この限りではございません。

(3)傍聴人の方が議場の秩序を乱すなど議事を妨害し、またそういった恐れがある場合については、会長が当該傍聴人に退場を命ずることができる。そういったものでございます。

では、3点目、議事録についてでございます。(1)事務局は議事録をまとめるためにレコーダーで録音させていただいております。

(2)各委員の皆様には、議事録の案を送付させていただきまして、皆様からご確認をいただいた上で、最終的な議事録を作成いたします。その上で、皆様にも郵送、送付をさせていただきたいと思っております。

(3)発言者の氏名につきましては、原則として議事録には記載をさせていただきたいと思っております。どの方がご発言をなされたか、そういったことも含めまして、記録をさせていただきたいと思っております。

(4)議事録につきましては、区のホームページで公開をさせていただく形で考えてご

ございます。

審議会運営上の申し合わせにつきまして、説明は以上でございます。

会長

ただいま事務局からご説明いただきました内容について、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本審議会の運営につきましては、本申し合わせに沿って進めていくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

会長

それでは、本審議会運営にご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

続きまして、報告事項(2)の第6期中野区住宅政策審議会の審議の進め方につきまして、事務局から説明をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

塚本副参事

では、続きまして資料4をごらんいただければと思います。本審議会の審議の今後の進め方、考え方でございます。こちら、本審議会につきましては、現時点ではございますが、平成30年度、今年度末までに、全部で6回ぐらい開催させていただきたいと考えてございます。

こちら、資料4の案でございますが、あくまでも案ということでございますので、今後の各回、ご議論を頂戴していく中で、そういった流れの中で、ここに書いてある内容は適宜変わっていくものというふうに事務局としては考えてございます。場合によりましては、この6回で収まり切らず、例えば7回、8回、そういったところも可能性としてはあるのかなど。その際には、ぜひ委員の皆様にもご協力いただきますようお願い申し上げます。事務局としましても、要点をまとめながらスムーズに進行できますように努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

こちらなのですが、例えば本日が第1回でございますので、ここに書いてあるとおりでございます。第2回目以降、順次ご説明をその都度差し上げたいとは思っておりますが、まずはこの第3次住宅マスタープラン、現行のマスタープランですね。こちら、計画期間が終了を迎えることとなりますので、この実績評価というものを次回したいなと思っております。その上で、その先どのような形で住宅政策を中野区として考えていくのかのたたきとなるような基本理念ですとか基本的な目標、その案について、現在事務局が考えているものをお示しできればと考えてございます。

第3回目以降、こういった形で書いてございますが、先ほども申し上げましたとおり、流れの中で柔軟に事務局としても対応していきたいと思っておりますし、委員の皆様からもさまざまなご意見をぜひお出しいただければと考えているところでございます。

現在、中野区では区政全般の根拠となる基本構想の再構築に向けた検討作業を進めていく、そういった最中でございます。住宅政策もその区の基本的な政策の軸となるものでございますので、区の基本構想を検討していく作業とともに、本審議会での住宅政策のあり方の議論、実際には同時並行のような形で進んでいくことになろうかといったところで

ございます。

お互いのそれぞれの、例えば区の基本構想の考え方の検討における考え方というのはタイムリーにこの審議会にもご提供させていただきたいと思ひますし、それぞれが当然、この審議会でのご議論、ご意見というものを区の基本構想の考え方の中にも当然申し伝えをしてまいりたいと思ひております。並行しながら、情報を共有しながら進めてまいりたいと考えてございます。若干ご不便等をおかけしてしまう部分もあろうかと思ひますが、何とぞご了解をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

こちらについての説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただいた内容について、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

宮島委員

よろしいですか。

宮島と申しますが、今、お話があった区のマスタープランのほうが、区長が6月にかわった以降、また新たな方針、方向も変化していくと思うのですが、この審議会との時間のずれというのでしょうか。先にこちらが決まってしまうと、後からマスタープランのほうが別の結論を出すというようなことは発生しないのでしょうか。

塚本副参事

では、事務局からよろしいでしょうか。確かに今回、審議会でご審議をいただいて、最終的には答申を頂戴するものとなると思ひます。答申をいただけるタイミングがいつになるかというところもござひますが、恐らく今の想定では、答申を頂戴したよりも後にならないと、区の基本構想、区の政策上のマスタープランは出てこないと思ひますので。今回ご審議いただく内容としては、住宅マスタープランの改定に向けた事項をご審議いただくものでござひますので、答申を頂戴して、なおかつ区のマスタープラン、基本構想がしっかりしたものができた上で、その上でこちらの答申とマスタープラン、一緒に、そごのないような形で最終的な住宅マスタープランというものを策定していく必要があるものと考えてござひます。

ですので、審議会から答申を頂戴した後にタイムラグが生じてしまうのかなと。あと、後ほどご説明いたしますが、住宅マスタープラン、実は今年度、30年度いっぱいまでが計画期間となっております。ですので、30年度、31年度になっても次の住宅マスタープランができない。そういった事態も想定できる場所ではござひますが、かといって、急いで住宅マスタープランだけを先につくってしまうというのは、今、宮島委員からご指摘のとおり、そごが生じてしまう恐れもござひますので、そこについては慎重に、ちょっと空白期間と言ってしまうとあれなのですが、30年度以降も引き続き第3次、現行のマスタープランに準じたような形で対応しつつ、しっかりした形で第4次住宅マスタープランの改定を迎えるような形をとらせていただければといったところで、現在考えているところでござひます。

関田委員

それに関連して、今、事務局のほうからマスタープランについてのご説明がありました。この委員会としては3回以降、アクションプランに入るようになっておりますが、そうしますと、区のほうのマスタープランが遅れるということは、3回以降のこの委員会としてのアクションプランは、当然遅れてくることになるのか。それとも、区のほうを待たないでアクションプランを進めていくという形になるのか。そうすると、宮島委員が心配されたような、その間に2つの両マスタープランの間にそごが生じる恐れというのが多分に出てくるのではないかと。そのところを私なんかは恐れていますが、いかがでしょうか。

塚本副参事

アクションプランですので、いわゆる施策の具体的な方向性というものをここで示していくことになると思います。ですので、こちらの審議会で方向性というものを議論いただいたものについては、当然ながら区のマスタープランの検討の中にしっかりと共有をしていくと。

もし仮に、その際に、区のマスタープランの考え方がこの審議会での考え方とそごが生じてくる様子があれば、それについては当然、また本審議会に諮らせていただくというか、この場で情報を提供させていただいて、今一度、皆様からのご意見をいただきたいと思えます。

最終的にマスタープラン、区の基本構想ですね。こちらについてもどのような形で策定をしていくのかというところは、実はまだ決まっていないところがございますので、委員の皆様のご不安は重々理解できる場所ではございますが、我々としても、ここで一度決めたからもうそのままおしまいということでもなく、当然、区の考え方と整合がとれない場合には、都度都度皆様にご判断というか、情報を提供させていただきたいと考えてございます。

副会長

今のご質問に関連してなのですが、2つあります。1つは、第4次中野区住宅マスタープランというのは、どういうスケジュールで、どういう手続で始めていこうとしているのか、これが1点目です。

もう1つは、この審議会の審議の進め方で、第3回以降は基本目標と施策展開の体系。この基本目標というのはどこに書いてある、何の基本目標なのかというのがよくわからないので、そこら辺についてご説明をお願いします。

塚本副参事

まず1点目の今後のマスタープラン改定に向けたスケジュールの考え方ですが、今、あくまでも想定をしていたのは、今年度の中で答申を頂戴したならば、それをもとに区として、住宅マスタープランの素案を来年の2月、3月ぐらいに完成させて、その上でいわゆる区民の皆様との意見交換会ですとかパブリックコメントの手続を経た上で、来年度に入って

早い段階で第4次の住宅マスタープランというものを策定したいといったところで考えてはおりました。

ただ、今回、事情が多少変わってきたところもございますので、想定では今年度いっぱい、皆様から答申をいただければと考えてはいるのですけれども、その先、いわゆる住宅マスタープランの素案をつくる段階がやはり区の基本構想の後にならざるを得ない部分は当然出てきてしまいますので、その動きが来年度の半ば以降なのか、あるいはその先になってしまうのか。そういったところがまだ申しわけございません、なかなか不明瞭な点となっております。

もう1点の基本目標の案、こちらの資料4に書いてございます基本目標というのは、これはあくまでもこの住宅マスタープランの中での基本目標。例えばですが、高齢者の方のための住宅政策を進めましょうとか、そういった住宅政策としての基本的な目標の案について、区のほうから、一度事務局から案をお示ししたいなというのがこの第2回以降でございます。

副会長

今ので大体わかったのですが、1つは基本目標自体もこの場で、審議会の場で議論することによろしいですか。

塚本副参事

はい。

副会長

何かに書かれている基本目標があつて、それについてのアクションプランだけをやるということではないということによろしいですか。

塚本副参事

ではございません。

副会長

それともう1つは、この審議会の最終アウトプットというのは第4次の住宅マスタープランを作成するための答申というイメージによろしいですか。

塚本副参事

そうですね。先ほど諮問のコピーという形で、諮問させていただいた後にお配りさせていただいたものもあわせてごらんいただければと思うのですが、今回中野区長より諮問をさせていただいている事項としましては、この第4次中野区住宅マスタープランの策定に当たり、その基本的な考え方、そしてそこに盛り込むべき事項について諮問をさせていただいたものでございます。

ですので、裏を返せば、この住宅マスタープランの中について、いろいろな角度から皆様からご意見をいただいて、審議会のほうからも意見をお出しいただけると、大変ありがたいといったところでございます。

副会長

わかりました。

会長

ほかにはよろしいですか。

津田委員

今の話の中で、審議の内容についてですが、やはりタイムラグとかそういうことが考えられる。根本的にどちらになっても変わらないような、例えば住宅の空き家等の問題とか、そういう部分はいずれにしても、方向性としては全体的には一緒だと思いますので、例えばそういう、どちらになっても変わらないようなところをまず見つけ出していただいて、順次、変わらないであろうというところのものを重視していただいて、そこを先にご審議いただくのがいいのかなと思います。

会長

ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

そうしましたら、皆様に大分質疑をいただきましたが、この審議会の審議の進め方でございますが、資料4に内容が示されてございましたが、事務局からいろいろ補足していただきましたように、区全体でこれから進める基本構想との関係、あるいはこれも踏まえつつ、本日区長から諮問いただいた内容について、この審議会としてどういうゴールを目指していくことになさるか、議論いただくかということについては、今、ご議論で共有させていただいたかと思えます。皆様、審議進行についてご協力いただければと思えます。

そうしましたら、次、報告事項(3)に参ります。事務局から配付していただいた資料に基づきまして、(3)の内容についてご説明いただければと思えます。よろしく願います。

塚本副参事

ここから説明が長くなってしまうのですが、申しわけございません。まず資料5でございます。第3次中野区住宅マスタープランですね。先ほどから申し上げますように、こちらが現行の住宅マスタープランでございます。計画期間が表紙に書いてございますが、平成21年度から平成30年度までということでこの10年間、こちらのマスタープランでやってまいったというところでございます。

本審議会では、こちらの次期、第4次になりますが、第4次の住宅マスタープランの策定に関してご審議いただくというところでございます。現行のものではございますが、簡単にご紹介したいと思います。まず、下にページ数がございますが2枚めくっていただきまして、下に「1ページ」とクレジットがございます。こちらをごらんいただきまして、この第3次の計画の目的について触れているところでございます。こちら、策定したのは10年以上前にはなるのですが、10年ほど前におきましては、そのときは住生活基本法という法律が新たに制定された時期だといったところでございます。そのときには、住宅

のいわゆる量の確保から質の向上に、国の住宅政策が方向転換した時期だったということでございます。

ですので、中野区におきましても住宅については量的には、数の充足はしていたのですが、単身世帯。1ページの下から2つめの段落ですね。「中野区の住宅・住環境の現状を見ると」というところでちょっとご説明したいのですが、単身世帯の転入であったり、家族世帯の転出が多い。そういった特徴がある。そして、住宅の規模が小さかったり、あるいは住宅の接道状況、前面道路の接道状況があまり芳しくない。そういったことが示されていたことから、対策が必要であると当時から認識していたといったところでございます。その上で、この第3次住宅マスタープランが示されたというところでございます。

そういった目的がはっきりしている中で、ちょっとまたページをめくっていただいて、今度は19ページをごらんいただければと思います。ここでは、基本理念ということで、このマスタープランの基本理念「多様な世代が安心して快適に暮らせる活力と魅力にみちたまち・中野」という基本理念がございます。そういった基本理念をもとにしまして、次のページになるのですが、体系図という形で表が示されてございます。その基本理念のもと、基本目標が5点示された。1番から申し上げますと、多様な世代が暮らせるまち。基本目標の2番としては、快適で安心できる住まい。3番目は安全、安心のまちづくり。4番目が居住の安定確保。5番目が環境に配慮した住宅。そういった5つの基本目標が示されていたところでございます。

それぞれの基本目標について、表で表している右側ですね、施策展開の方向であったり、具体的な主な取り組み。そういったところまでがこの住宅マスタープランで示されていたところでございます。21ページ以降が細かく記載されている、そういったしつらえになってございます。

それぞれについて、いわゆる指標目標というようなものも示されておりましたので、これについては10年経った現状、どういった状況になっているのか。果たして達成できているのかどうなのか。そういった振り返りの作業、検証作業というものを次回の審議会の中でまずはご紹介をして、何ができたのか、何ができていなかったのか、なぜできなかったのか、そういったところをまず整理したいなと考えてございます。

本日、全てを説明する時間がございませんので、委員の皆様には、お時間のあるときに、お持ち帰りいただいた上でお読み取りいただければと考えてございます。あくまでも現行のものなので、例えば「これは10年前の考え方だよね、今はこんなことではなくて、もっと別のことを取り組むべきだよ」、そういったご議論を次回以降頂戴したいと思いますので、そういった点についても合わせてイメージしていただけると大変ありがたいなと考えてございます。

では、まずこの資料5の現行の住宅マスタープランの説明につきましては以上でございます。

引き続きご説明したいのですが、次は資料6。こちらは冊子でございます。住宅白書ということでございます。こちらにつきましては、既存の統計データというものがございます。国ですとか東京都ですとか、例えば住宅土地統計調査というものですとか、あとは国勢調査とかですね。そういったものをもとに、中野区の中ではどういった住環境、住宅だったりするのかというところを整理した冊子でございます。これ自体は平成29年3月

に取りまとめたものになってございますので、最新というものではないのですが、今回のご議論の中で随時参考にしていただければと考えております。

こちらにつきましても、全てをご説明するわけにはまいりませんので、資料7があるかと思えます。こちらは、この住宅白書の中からかいつまんで取りまとめた概要版というものでございますので、本日はこれについて、お時間を頂戴してご説明したいと考えております。

資料7のまず1ページ目、人口と世帯。これは中野区においてということになります。まず表の①でございしますが、人口と世帯でございしますが、中野区については人口と世帯につきましてはともに増加をし続けているといった状況でございします。下の図1、グラフがございしますが、こういった形でちょっとずつふえ続けている。そういった状況でございします。

表の②、高齢人口の推移ということございしますが、こちらは65歳以上のいわゆる高齢者の方の人口につきましても増加を続けている。そういった状況でございします。今後の高齢社会に対応した住生活環境の確保が課題であるといったところでございします。

③世帯構成でございします。中野区につきましては、1人世帯、単身世帯が非常に多い状況でございします。こちら、図2もあわせてごらんいただきたいのですが、ちょっとわかりにくいかもしれないのですが、これは5年ごとの世帯の割合を示しているものでございします。上から順に、平成5年ごとになっているのですが、平成27年、一番下のバーをごらんいただくと、この薄緑のバーですね。これが単身世帯でございしますが、61.9%が中野区の世帯の中では単身世帯という割合になっております。この単身世帯の割合が増加を続けている状況。そういったことで、23区の平均としましては、大体5割ぐらいが単身世帯といったことございしますので、中野区に関しましては単身世帯がかなり多い。そういった状況があるということです。

④子育て世帯の状況でございします。こちらは図③もあわせてごらんいただければと思えます。図の中で折れ線グラフがございしますが、これは6歳未満のお子様がいらっしゃるような世帯の数をあらわしている。これはようやく平成22年を底に、平成27年には少し上向いてきたといったところでございしますけれども、その背後にあるバー。こちらについては、世帯の状況をあらわしているものなのですが、一番下の薄緑のバーは核家族世帯ということで、いわゆる夫婦だったり、お子さんがいらっしゃる世帯。これについてはほぼ横ばいの状況が続いている。ほぼ横ばいの状況が続いているということで、先ほども申し上げたように、単身世帯についてはふえ続けている。こういったバランスというものを今後はしっかりととりながら、施策を進めていく必要があるのではなかろうかというところでございします。

⑤転入・転出者の状況は、先ほど申し上げましたように、単身の転入が多く、家族世帯が転出されていくパターンが多いのかなと。

⑥人口密度は、ご存じかもしれませんが、中野区は23区の中でも極めて上位という状況でございしますので、住宅密集地帯という状況がございします。今後の災害対策等も含めて、課題が多いのかなという状況でございします。

続いて2ページ目でございします。住宅及び住環境の現状と課題というところでございします。かいつまんで申し上げますと、①は住宅数。これはふえ続けております。図4をごら

んいただければと思いますが、これがちよつとずつふえてきております。この中で、空き家ですね。図4のオレンジのゾーンですが、10年前は1万9,600戸だったのが、平成25年、5年経ったら一気に1万戸ふえた状況です。ということで、空き家の数が非常にふえ続けている状況にあります。

②が住宅の居住形態ということで、図5でございしますが、周辺区と比較した場合に中野区、一番上のバーでございしますが、持ち家の率は32%、それに対して借家ですね、民営借家。オレンジの部分、これが61%となっておりますので、近隣区と比べても借家が非常に多いといった特徴がございします。これがいいか悪いかということではなく、それを踏まえた上で住宅政策というものは検討していく必要があるのかなというところでございします。

ちよつと飛ばしまして、図6になります。図6をご説明しますと、バーが3つございしますが、一番上が子育て層。借家住まいで3人から5人まで住んでいらっしゃる方の住宅の面積を表しています。55%が49平米以下の面積であると。つまり、子育てで家族が多いのに、あまり広い部屋にお住まいいただけてないという状況になっている。

片や、下の2本のバーは高齢者の方をあらわしているものなのですが、真ん中は高齢者の単身の方。あるいは一番下は高齢者の夫婦。こちらについては、100平米以上だったり、いわゆる広い部屋に高齢者の方がお1人だったり、あるいはご夫婦で100平米以上のお部屋に住んでいる。お部屋というか、住宅ですね。ご自宅に住んでいらっしゃる方の割合が非常に高いという状況でございします。

まさしくこれが、いわゆる住宅のミスマッチということなのかなというところでございします。子育て世帯の方がなぜ中野区から出ていってしまうのかというのは、まさにこういったところにもあらわれているのかなというところでございします。なかなか広い部屋がなくて、狭いので、手狭になったので、中野区から外に出ていくというご事情の方も多くいらっしゃるであろうと想定しているところでございします。

方や、高齢者の方がお1人で2階建ての広いお部屋、ご自宅にお住まいというのも、なかなか手入れが大変だとか、2階までなかなか普段上がらないんだよとか、そういった方もいらっしゃるのかなというところなので、ぜひとも、例えばそういったお宅には、子育て世帯に住んでいただけるような方向性も必要なのではないかというところでございします。

隣の図7は、話は変わるのですが、住宅の接道状況を示しているものですが、これも中野区と近隣区を比べたものです。幅員4メートル以上の道路に接していない住宅の割合、これはありていにいうと、前面道路が狭いお宅の割合が40%を超えている、非常に高い43%。いわゆる建築基準法では、4メートル以上の道路に接していないと建てかえができませんよといった決まり事もありますので、こういった状況は非常に建てかえが進まない状況にもつながっているでしょうし、あるいは防災性、狭い道路しかないというのも非常に大きな課題なのかなと。23区平均と比べるとかなり、1.5倍ぐらいの量になってしまっていますので、これは住宅政策だけにとどまる問題ではないのですが、今後の大きな課題であるといった認識でございします。

では、3ページ目に参りまして、こちらは民営借家の状況を表したものでございします。民営借家、中野区は非常に割合が高いということでございします。その中でも、図8でございしますが、木造賃貸住宅というものが非常に割合として中野区は高いという特徴がござい

ます。これは各区が示してございますが、中野区につきましては緑が平成15年、オレンジが平成25年。10年経って木造賃貸住宅の比率は非常に下がった。そういう状況でございますが、まだまだ23区内で比べると、杉並に次いでまだ2番手ですね。中野区は木造の賃貸住宅が非常にまだまだ多いといった状況でございます。

隣の図9でございます。では、民営借家の広さはどうなのだろうかといったところで、近隣区とまた比較をしたところでございます。中野区が一番上のバーでございます。これは緑のバーが29平米以下ということで、いわゆるワンルームのお部屋。これが57%ございますので、半分以上がワンルームの賃貸住宅だよといった状況でございます。これもやはり他区と比べても、非常に高い割合といったところでございます。

では、最後のページでございます。持ち家住宅のことでございます。3割、3分の1ぐらいは持ち家住宅という状況になってございます。こちら、図11の円グラフがございませうが、こちらをごらんいただきますと、薄オレンジの部分、20.2%、これが65歳以上の単身の方のゾーン。そして、その下のピンクのゾーンが高齢の夫婦の方のゾーン。2つ合わせると、大体33%になるのですが、65歳以上の単身、あるいは高齢夫婦のみの持ち家住宅がどういう状況かという、近い将来、住み手がいらっしやらなくなってしまうのではないかという状況。世間でよくいう空き家予備軍になりうる、そういった状況の持ち家住宅が3分の1、持ち家住宅のうち3分の1がそういった空き家予備軍であろうというふうに想定されるところでございます。これについても、何らかの対策が必要ではないかと考えているところでございます。

最後、5点目が分譲・賃貸マンションについての状況でございます。これ、中野区は実はマンションが非常に多くて、面積当たりのマンション棟数というのが23区でも有数の多さという状況がございます。ですので、住宅政策を考えていく上では、このマンションについてもしっかりと考えていく必要があるかというところでございます。

最後の図12のバーにありますように、古いマンションですね、昭和45年以前、あるいは昭和55年以前に建築されたマンションというものが非常にたくさんございまして、しかも実際そこにお住まいの方が非常に高齢化されている。そういった状況でございます。建物も老朽化、お住まいの方も高齢者ということで、やはり行政として何らかのお手伝いというものが今後必要になってくるのかなといったふうに想定をしているところでございます。

長くなってしまいましたが、こちら、住宅白書についての概要でございます。先ほどと同じように、住宅白書につきましても、本日皆様にお持ち帰りいただきましたら、つらつら眺めていただけるとよろしいかなと思っております。データ集なので、あまり面白くない部分もあるのですが、我々としましては非常に参考になる資料と考えてございますので、ぜひごらんいただければと思います。

もう1点、最後に資料8ということでご紹介したいと思っております。こちらは中野区空家等実態調査結果概要ということで、カラーのA4のものです。こちらにつきましては、中野区も空き家については非常に課題認識を持っていたというところでございまして、平成29年3月に空き家の実態調査を行った、その取りまとめのものになります。こちら概要版でございまして、これとは別に、実は本冊ということで、もうちょっと分厚いものがございますが、本日はこちらの概要のみ、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

区内の空き家を実際に目で見ながら、拾い上げていったものでございます。1ページを
ごらんいただきますと、中野区内には全部で852棟の空き家状態の住宅があったとい
ったところでございます。戸建ての住宅だけではなくて、店舗併用住宅、1階が商店で2
階がお住まいである。あるいは、大半のお部屋はもう空き部屋になってしまっているよ
うな木造のアパートとか、そういったものも実はこれで拾わせていただいております。エリ
アによっても、南台の数がちょっと多いかなといったところが見えてきたところござい
ました。

ページをおめくりいただきますと、空き家の分布ということで、メッシュ状にあらわし
たものでございます。基本的には中野区内、空き家がほぼ全域に散らばっているのかな
というところではあるのですが、箇所箇所においてちょっと集中しているエリアもあるか
といったところでございます。

図3にありますように、ほとんど、3分の2は戸建ての住宅という割合でございました。
隣の円グラフでは、ほとんど、9割以上が木造の空き家であったといったところござい
ます。

3ページをごらんいただきますと、図4、建築年別内訳ということで、これはいわゆる
登記簿から洗い出しをしたところなのですが、昭和56年5月以前のもの、いわゆる旧耐
震基準ということで、今、地震が来ると、なかなかもう危ないなというのが4割以上。

ここで注目したいのが、登記簿がないものが3割ほどございました。35%ございま
した。いわゆる登記すらされていない空き家というものが非常に多く見受けられたとい
うところでございます。ですので、今後の空き家対策をしていく上では、こういった登記が
ないものが、所有者さんにもなかなかたどり着けないですとか、そういったことも懸念さ
れますので、非常に問題になるかなと考えているところでございます。

図5は床面積で、図6は接道状況ということなのですが、先ほども申しあげましたよ
うに前面道路が4メートルないと、なかなか空き家だから建てかえましょうといっても、
建てかえができない状況があったりするのですが、こちらにつきましては、円グラフの中
の①とか②、大体3分の1ぐらいが現状のままではすぐに建てかえできませんよという状況
だったと。裏を返すと、3分の2ぐらいは一応接道条件は満たしているのかなといった状
況が見受けられたといったところでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページ、空き家の老朽度や管理不全の状態、空
き家も様々ございまして、そのまま使える状態のものもあれば、今にも倒れてしまうよ
うなもの、そういったものが様々ございますので、ランク分けをしたものでございます。も
う非常にどうしようもない状態だろうというものがランクDということで、大体1割ぐ
らいは危なっかしいのかなという判断をしてございます。逆を言うと、ランクAとい
うことで、非常に状態がよさそうだなというのは4分の1ぐらいあったという状況でござ
いました。

この調査では、5ページですが、所有者様にお聞きできる範囲でアンケート調査をし
てみました。回答率は3割、4割ぐらいだったのですが、下のほうにもございますように、
建物を使用していない理由というのは非常にさまざまなご事情があったのかなとい
うことで考えています。ですので、今後の空き家の活用だったり、そういったことを考
えていく上では、それぞれのご事情に沿ったご提案なり対応が必要になってくるであ
らうと考えて

いるところでございます。

最後、6ページなのですが、空き家の所有者さんに空き家の利活用どうでしょうか、したいのでしょうか、するつもりがありますかと聞いてみたところ、条件次第では利活用してみたいなというのは3分の1いらっしゃったところです。わからないという方もいらっしゃって、実際には半分以上が、もしかしたらさまざまなご提案をすることで、利活用してもいいよという興味をお持ちの所有者さんが多いのかなというふうに捉えているところでございます。こういったところも含めながら、今後の住宅政策を考えていければなといったところでございます。

長くなりましたが以上でございます。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容について、皆様からご質問、ご意見等をいただければと思います。本日は初回でもございますし、今後の審議での検討内容に関する皆様のご意見、ご要望を含めてご発言いただければと思います。よろしくお願ひします。

宮島委員

資料7の1ページ目です。今、中野の人口が33万人に近づいているという情報も聞いてはいるのですが、大変多くの方がふえてはいるのですが、住民票を取得していない学生たちの数もかなりふえているはずなのですが、その辺の数字というのはどこかに反映されているのでしょうか。この統計の中に。

塚本副参事

直接我々のほうでそういった把握はしていないところでございます。住民票を登録しないというのは、いわゆる地方から例えば上京していらっしゃる学生さんとか。

宮島委員

あと、留学生も含めて。

塚本副参事

留学生ですね。そうですね。国勢調査の形では、一応把握はできるということです。ただ、5年に1回ですね。

宮島委員

というのは、今、四季の森にある大学2つと、早稲田の寮があつて、3、4年前はそんなに多くなかったのですね。学生に聞いても、中野に引っ越してきている人が。でも、直近で聞いていると、3分の1とは言わないけれども4分の1ぐらひはもう中野に住み始めている子たちが結構多いので。その推移がどう評価されて。図2でいくと、平成27年の数字なので、直近の29年、30年あたりがじわじわふえて、そういう人たちもかなり入っているのではないかなと推測されるので、そこもある程度踏まえないと、政策の中の

基本になる人口の動きというのが見えないかなと思いますので。

塚本副参事

はい。そうですね。やはり単身世帯が非常に多いという特徴に対して、今、宮島委員がおっしゃった学生さんというのは、まさしくその当事者の方々だろうというところがございますので、そうですね。例えば大学のほうにいろいろ事情を聞きながらとか、そういった調査というのですか、把握の仕方というものは、今後事務局でも考えてまいりたいと思います。

川村委員

第3次マスタープランの中では、単身の形の世帯から、ファミリー型の世帯の住宅環境をつくるというようなことが書かれたりしていましたが、予算面について、何か、第3次マスタープランでどのぐらいの予算を中野区では立てて、このように使っていたみたいなの、予算関係のものというのは、何か資料としてあるのかどうかをお聞きしたい。

そうでないと、例えばこの第4次マスタープランのときに、空き家の話をたくさん見えています、それを借り上げするのか、それとも貸し付けするのかわかりませんが、そのような話が出たときに、どこまでこの委員会で、どのような意見が言えるのかというのが見えなかったのです。そのあたりの予算の第3次のマスタープランに対する何か資料があったら教えてください。

塚本副参事

では、事務局から。第3次マスタープラン、第4次も含めてなのですが、予算についての言及というものは少なくともマスタープランではなかなかしづらいのかなというところがございます。あくまでも施策の方向性についてお示しをさせていただき、それに基づいて、予算の検討というか予算案を考えていく。そういった使い方になってございます。

第3次の際に、例えば単身向けがちょっとふえ過ぎている、あるいはファミリー世帯をとどまらせる。そういったそれぞれの考え方に対して、予算がどうついたかというところをご紹介したいのですが、実際には大きくは予算化していない状況でございます。

政策上の取り組みとしては、ワンルームのお部屋をあまりふやしたくないなという考え方のもと、一定程度、規制をするような、そういった条例というものは、この間、制定されたところでございます。次回、改めてそれについてはご報告を申し上げたいと考えています。

川村委員

わかりました。

会長

よろしいですか。今のご指摘で、個別の、補助金等を伴う、支出を伴う事業とのリンクというのはあると思うのですが、政策との連携ということなので、イメージしにくいのかもしれないですが、前回のマスタープランでも関連する事業メニューとか、重点供給地域

との関係が出てくるかと思うのですが、こういったマスタープランへの位置づけがあることで、個別のそういう事業の予算措置に当たって、ある程度、実際に配慮されてきたと考えてよろしいでしょうか。

塚本副参事

そうですね。今回こういった、例えばマスタープランの中で、こうするべきだとか、こうあるべきだということを記載できれば、それに基づいて予算をすべきだという、当然、裏づけというか、材料になりますので。

ここに書かれたからといって、必ず予算化されるかどうかはわからないのですが、少なくとも予算化する上での材料にはなるのかなという捉え方でおります。

林委員

ちょっと聞いてもらいたいことがあるのですが。行政の方をお願いしたいのですが、今、少子高齢化社会が喫緊の課題でありまして、特に生産労働人口がますます今後減ると思っております。そのために、どうしてもやはり外国人労働者の受け入れというのが非常に大きな問題になってくると思います。そのために、特に外国人労働者、それから居住者というのでしょうか、そういう方が中野はたしか去年あたり、5,000人ぐらい。私のあれでは定かではありませんが、もしわかれば教えていただきたいですけれども。中野は全国有数の外国人居住者がどんどんふえているというふうに、何かのデータで、私、記憶したことがあります。

それから2つ目は、インバウンド政策として、政府は今、何をやっているかという、これはやはり民泊法の施行ですね。6月から。そのときに、特に中野は、ご存じのように旅館、あるいはホテルが非常に不足しているということで、これまた民泊、違法民泊が非常に多かったのですが、合法民泊の登録者数、これが一応、6月から施行になったのですが、中野に関して、その件数、及び戸数。もしわかれば教えていただきたいと思っております。

もう1点、第3次中野区住宅マスタープランにおいて、10年間にわたっていろいろな審議をした中でかなり世相が変わってきていると思うのですよ。そういう中で、行政の担当の皆さんの感じ方で結構ですが、根本的にどのように変わってきたかなということを、もしお気づきがあれば教えていただきたい。行政の窓口、例えばいろいろな担当課がありますね、中野区には。その上において、例えば第3次住宅マスタープランと若干一致しないとか、あるいはどういう状況になってきたかというのがあれば教えてもらいたい。ちょっとアバウトで申しわけないのですが。

会長

ありがとうございます。いかがでしょうか、

塚本副参事

まず、外国人の数ですが、外国人で、あくまでも登録されている方の人数が、2018年で1万7,956人ということですので。これも、先ほどの宮島委員のおっしゃるとお

り、どこまで登録されているかというところも恐らくあるかなと思います。1万8,000人弱ですので、割合で言ったらかなりの割合なのかなと。

林委員

中野は非常に人気のあるところらしいです。

塚本副参事

あと、民泊も正確な数字は今ないのですが、やはり民泊法が制定される前と後で、いわゆるホームページ上の登録件数ですか。それはかなり減ったという話を伺っていますので、正確なデータ、申しわけございません、次回にお示しさせていただきます。

林委員

ええ、結構です。

塚本副参事

3つ目の第3次住宅マスタープランを受けて、近年の窓口の雰囲気の変化というところですが、住宅マスタープランがあって変わってきたということではなく、やはり我々の窓口としては、どうしても今、お年寄りの方の住まい探しのご相談というのが非常に多いというのが実感としてございます。

なかなか、近年ですと消費税の増税のタイミングで、立ち退き、建てかえをするという件数が中野区内でも大変多かったというところで、それに伴って、立ち退きを求められる高齢者の方が非常に多かったようなのです。で、ご相談にいらっしゃって、いろいろお手伝いをさせていただいているところではあるのですが、ようやくここ1年、2年で、立ち退きの方のご相談が落ち着いてきたかなというところではあります。

ですので、今後、オリンピック・パラリンピックを控えて、そのまた前、後で、もしかしたらそういった住宅に関して若干動きがあるのかなというのはあるかと思えます。

林委員

ありがとうございます。

会長

ほかにはいかがでしょうか。本日まだご発言をいただけない委員の方で、よろしければ。

松本（玲）委員

直接関係ないかもしれませんが、私の世代としては、教育現場のほうによく行っておりまして、やはり近年、東南アジアだとか、アジアの方がとても多くなっていて、言葉の問題で学校の現場が困るということがとても多くなっています。

あと、先ほどもお話がありました民泊の問題で、こちらのほうは不審者情報という形で、ものすごくふえていて、私どもが住んでいる中野の北部の江古田のほうの地域でも、かな

りの数、その方たちがイコールではもちろんないのですが、外国人の方がとても多くなっていて、子どもたちに声をかけるとか、例えばランドセルに手をかけるというようなことが、ちょっと起きてはいるのですね。

なので、やはり住宅を考える中で、子どもたちの安心・安全という問題があったり、言葉の問題ということでの中野という。中野区の補助の体制というところで、住みづらいという話が出てきているのも事実なので、そういったことも絡めていけるといいのかな。ただ環境が整っているとか、建物の数があるというだけではなくて、やはり教育ということが、子どもがいる世帯に関して言えば、教育、安全というのがやはり必ずついて回っていて、できれば教育的に恵まれている。もちろん安心・安全であるというところに子どもと一緒に住みたいという要望があるので、特に子どもが言葉がしゃべれないで、学校の授業についていけない。でも、補助の人が入ってくれないという、週に1回だけの通訳ではやはり毎日の授業にはついていけないので、ではどうしようといったときに、ボランティアに頼むだけということではなかなか中野区で教育を受けたいとは思ってもらえないので、ではやはりそれに恵まれている行政区に引っ越そうという話が出てしまっているのは事実です。

なので、そういったことも踏まえて考えていかないと。ソフト面なのですが、踏まえていくべきなのかなとは思います。

保坂委員

今の住宅白書と空き家の状況を見ますと、将来、ここ10年というのは大分悲観的に考えるような感じがありますね。やはり、全体の持ち家の3分の1がもう空き家予備軍で、65歳以上高齢者のみとか、単身者ですね。これがどんどん今以上に、10年でどんどん高齢化していくわけですね。そうすると、その人たちが今度は1人で住めなくなると、では住むところがあるのかと。そうすると、単なる住宅問題だけではなくて、本当に介護付きのサービス付き住宅が本当にあるのか。これもやはり数字を、私もそうですが、彼らが住むところが、そういうサービス付き住宅とか介護施設が幾らあるのかということも出していただいて、そういうところに本当にスムーズに移行していけるのかという不安がありますよね。

それから外国人問題もそうですし、建物、住宅だけではなくて、やはりコミュニティという問題も考えていただかないと、外国人もふえるし、我々も老人所帯などは若者と触れ合う機会は全くないですね。マンションなどはみんな各戸別ですし、例えばシェアハウスの問題とか、新しい居住形態。そういう問題も含んで考えていかないと、今まで以上に個別所帯化していってしまうと、もうコミュニティはどんどん崩壊していくだけですし、やはりお互いの今までの助け合いみたいなものもどんどんなくなっていくでしょうし、祭りもどんどんなくなっていくでしょうし、活力もなくなっていくと。それはやはり住民としては本当に淋しい限りですしね。

やはりそこら辺、行政も新たな考えを入れていただいて、住宅は住宅だけ、福祉は福祉だけではなくて、それを一緒になってみんなで考えるような形態を考えていただけないかなと。そういう視点が重要ではないかという気がしています。

川上委員

多分、今、既存の住宅があつて、既存の住宅はそのままもうあり続けるわけですから、いかに、どうするかということが、1つは建てかえだとか耐震化とか、そういうことで活性化していくという方法もあるし、あとはさっきおっしゃったような、使い方というようなところで、空き家をどういうふうを活用していくかということもあるわけですが、人口もどんどんふえて、既存の住宅も大体分譲だとか持ち家ということだと、多分行政が関与できないようなところもいっぱいあるわけですね。

既存の住宅は既存の住宅でどうするかというのが1つの大きな問題ですが、今後また新築が出てきたときに、個人的には本当に新築って必要なのだろうか、と、極端な言い方をすると。これ以上新築をどういう形で、今までのような持ち家基準みたいな形で新築住宅をつくっていくのがいいのかなということもちょっと思ったりしています。私の中でも、もちろん結論は出ていないのですが、そんなことも、既存の住宅と合わせて、新築もどうするかということを考えていく必要があるのかなと思います。

会長

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

山崎委員

私はユニバーサルデザインとか、バリアフリーのことをやっているもので、そこが気になって、この第3次マスタープランを見てみると、2カ所ぐらいですね、バリアフリーのことが書いてあるのは、1、基本目標2のところ、住宅リフォームの促進のところ、「バリアフリー化等のリフォームを促進します」ということと、基本目標4のところ、「バリアフリー住宅の供給」ということが書いてあるのですが、この後どうなったかなということが知りたいです。第3次マスタープランでこういうことが書かれた後に、そういった建物が例えばふえたのかどうなのか。

私は今、マンションに住んでいて、建築のときにバリアフリーにしたのです。この間、査定をしてみたら、バリアフリーだということですのでごく値段が上がったのです。ですから、やはりそういったことがあるので、今後は、その建物をほかのことに活用するにしてもバリアフリーということが。

また、バリアフリーは障害のある人だけではなくて、年配の方に聞いてみると、年配の方のほうがやはり段差は皆さん嫌がるぐらいなので、そういったことをなくすとかも大事だし、そんなことが今回だけではなくていいのですけれども、このあたりを僕としては考えていきたいと思えますし、状況についてお知らせ願えればうれしいです。

塚本副参事

なかなか補助金というような形で、幅広くバリアフリーの助成を行えているかといったら、そういった状況ではございません。現在ですと、いわゆる介護保険を利用した場合ですとか、そういった場合で、限られたケースにおいてはバリアフリーのご支援はさせていただいているところがございます。ですので、それ以上がなかなか展開できていないというのが現状です。

あとは、公営住宅ですね。区営住宅とか、そういったところに関しては、いわゆる空き家補修というのですか。お住まいの方が出た際には、可能な限りバリアフリー、そういった補修・修繕を随時行っています。

山崎委員

新築のマンションなんかはバリアフリーは結構多いですね。完全にバリアフリーではなくても段差がごく少なかったりとか、そういったものがふえているかどうかというのはわからないですか。

塚本副参事

そうですね。区として、いわゆるバリアフリー条例の考え方を示していく中で、やはりバリアフリーを推進していくというのは中野区として考えているところですので、当然、今後ですが、住宅政策においてもしっかりと反映させていく必要はあるというところです。

山崎委員

条例だとちょっと厳し過ぎて、それには対応できないものが相当、大半なので、そこまですべていなくても、実際に使えるものは幾らでもあるので、その辺も考えていければと思いますけれども。

関田委員

第3次で、平成21年から10年間ということですから、その間に大きな地震が大分ありましたよね。これで、地震によって耐震基準というのは大きく変わってきているというか、改良されてきているというのがありますよね。この第3次の中で、大きなインパクトになるのではないかと。これが第4次になったときに、今までの耐震基準でもたないような住宅があったときに、首都直下型の地震などがあつたときに、阪神大震災のように家が潰れることによって火災が起きる。多くの人命が失われるというような、そういう恐れがあるわけなので、それに対する視点として、区の中にどれだけ危険性のあるような建物があつたのか。

この資料を見させていただくと、相続などで、相続したのだけれども自分たちが住まないから、そこら辺を空き家の状態で置いておくよという方も、耐震という面で見ると、非常に危険な状態で放置しているという見方もできるわけで、そういう観点から改めて見ていただくと、中野区の政策というか、住宅のあり方も今までの資料と大分違って見えるのではないかなという気がいたしますので、そういう点でも見ていただくとありがたいということでそういう方向感ですね。よろしくお願ひします。

副会長

皆さんのいろいろなご意見をお聞きして、進め方についてなのですが、資料4で、ですから、今回はこの前の第3次マスタープランの検証ということで、実際どこまでやれて、どこが残っているのかという、これはやっただいて、その後の進め方は、アクションプランというより、まず中野区では今どういう課題があるかということをもうちょっと議

論して、これが大事ではないのということをおある程度ここで議論して、それについて、ではその中の重点項目からどう議論していけばいいかというような形で進めていったほうがいいのではないか。

進め方としてはいきなりアクションプランで具体的な施策というよりは、そっちのほうがよろしいかなど。その中で、やはり今のご指摘のように、地震等の安全の問題ですね、特に中野区は木造密集が非常にもうこれが永遠の課題で、ずっと区の行政課題だと思いますが、その部分。ですから、住宅そのものの安全性もあるのですが、まちとしての安全性という部分が、防災の部分が非常に大きな課題だろうと思うので、その辺のことが1つ。

もう1つは、住宅セーフティネット法で、いわゆる住宅の居住確保の、要配慮者ですね。その中に高齢者もあれば、外国人もあれば、子育て世代もあればということになってくるので、その辺の取り組み、住宅支援協議会とか福祉関係の部局の方も出ているようですから、その辺も含めてやはり総合的に話をすると。

ですから、いずれにしろ、第2回は予定どおり進めていただいて、第3回からはその辺を総合的にやると。そのときに、できれば専門委員のほうで、ここでは学識と言いましたっけ。その中で少し、あるいは一般の委員の方、区民委員の方からもこういう課題があるのではないかというのをあらかじめ出していただければ、第3回あたりにその辺を集中審議するという形で進めたらいかがかなと思います。いかがでしょうか。

会長

いかがでしょうか。

塚本副参事

ありがとうございました。第2回はいいとして、第3回以降は進め方について、今、副会長のご発言も踏まえて、改めてお示しをさせていただいて、皆様にたたいていただければかなと思います。

今、もう1点ございましたように、委員の皆様からいろいろお声を頂戴できればと思いますので、それも合わせてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

津田委員

次回、第3次マスタープランの実績評価についてのことなのですが、そのマスタープランはいただいたかもしれないので、評価という点で、それは先ほどの資料7とか8とか、そういう形のもので我々は見つて評価するという形でよろしいのでしょうか。

塚本副参事

一応、区としてこういう実績でしたということをご紹介したいと思います。

津田委員

できればこれをその前に、その資料を、今おっしゃったものを事前にいただくと、これと見比べて。やはり時間的に2時間しかないで、皆さん、発言でも5分ぐらいしかない。均等割りするとそのぐらいになってしまうので、時間的にやはりもったいないところがあ

るので、先にいただいて、申しわけないですが、次回までに皆さんに見ていただいて、という進め方のほうがよろしいのかなと思います。いかがでしょうか。

塚本副参事

事前に資料のほうは、お時間をしっかりとれる形でお送りさせていただきたいと思います。その中で皆様に予習というか、見ていただければと思いますので。次回以降、そのような形で進めさせていただきます。

林委員

今回の第3次住宅マスタープランの実績評価等ということの中で、第3次中野区住宅マスタープランを、これ、4ページをごらんになっていただきますと、公園が少なく狭あい道路が多く、火災危険度が高いまち。これは当然、震災対策にとって非常に重要な項目だということで、かなり以前、議論したように私も記憶しているのですが、その中で特に、狭あい道路のことはかなり時間を突っ込んでいろいろ議論したように記憶しております。ですから、この狭あい道路の進捗状況、例えばどれぐらい改善されたか。この10年間でどれだけ改善されたか。これは非常に重要だと思うのですね。これもちょっと教えていただきたいと思います。

特に、先ほど委員の先生がおっしゃったけれども、やはり震災、火災というよりも地震対策で非常に重要ですから。消防車が入れないとか、救急車が入れないような道路というのは、これは大きな問題なので、人命にかかわる大きな問題なので、これはやはり、狭あい道路の中に電信柱がまだ鎮座しているとか、ブロック塀が道路にはみ出しているとか、あるいは、つい最近も関西で地震がありましたけれども、従ってブロック塀の改善等も大きな問題だと思います。

だから、そういうことも踏まえて、やはり震災に強いというのですか。安全・安心なまちづくりは、小さいことなのだけれども、こういうことから改善する必要があるのではないかと考えています。だからぜひ、10年間で議論したことに関して、若干の進捗状況、どういう状況なのだというのを踏まえて、ちょっと教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長

今ご指摘の狭あい道路の改善、進捗状況等もまた追って教えていただければと思います。なかなかまだ23区の中でも難しい状況があると。

そのほか、まだご発言いただいていない委員、何かございましたら。

石井委員

皆さん、いろいろ問題意識をお持ちで、いろいろ考えることが多いのですが、やはり包括的というかトータルで全て考えていかなければいけないと思いますが、例えて言えば、この資料の8の最後のページですが、「条件次第で利活用したい」という空き家とか、こちらを有効活用して、一番重要なのはやはり子育て世代にいかにか中野区に転入してもらうかということですが、昔から言われていますが、老人と子どもたちの融合といいますか、練

馬あたりでもよく見受けられるのですが、介護施設プラス保育園という形で、お互いの交流を、先ほどのコミュニティとかそこら辺の問題も解決していくのではないかなということで、例えば狭小地にあっても、既存住宅でもう古くなったものを増築してしまうとか、あるいは一部壊して何世代かが住めるように、老人用の住宅をつくったり、そこにまた保育園を建設したり、そういうトータル的にソフト面で考えていかないと、この第3次でいろいろたわれておりますけれども、また同じことが繰り返されてしまうのではないかなと私は思っています。

少ないお金でいかに有効に活用していけるかということは、やはり住民意識を高めて、相続されて、ほかに住まわれていた方に対して、積極的に働きかけて、区としても、行政としても、税制の軽減措置とかその辺をうまく、とにかく統括的に有効活用を図っていくべきであるなど。

それを出すのがまた難しいことであるのも、実際、事実でございますが、やはりいろいろな方が出席していただいているわけですから、場合によっては分科会なり。この人数で分科会というのも何なのですが、1回の会が2時間で、実際討議できるのは4回で8時間だけというのは、やはりこのマスタープランをつくるにはちょっと厳し過ぎる時間かなと思います。

逆に、区役所の職員の方々、もう少し資料を、今言われた、皆様がおっしゃったところを細かくというか、これは本当に、非常に説明がわかりやすくて、どういうことが問題かという再復習になりましたので、では、今後、先ほどからもありますが、お金を絡めたところとか、その辺も知恵を使えば財政が必ずしもお金を持ってきて使うというのではなくて、そういうことも考えながらトータルで包括的にやっていければいいのではないかなと感じました。自分もこれをよく拝見して、何かお知恵を出せることがあれば考えていきたいなと思っているところです。以上です。

会長

あとよろしいですか。

青木委員

ずっと考えていたのですが、このマスタープランをつくって、区民に知ってもらおうということなのですね、大事なのは。区民がこのマスタープランを読んだときに、自分たちがこれに参加するという意識が持てるような作り方をしないと、いつも我々、こういうのを読むのですが、行政サイドのものの書き方だから、どうしても上から、「こういうようにやっていただきたい」というような書き方。ではなくて、「皆さんどう思いますか」と。こういう状況が今、起きているのです。

中野区ではミスマッチがあって、私も中野に昭和25年から住んでいるのですが、私の周りで同級生がかなりいました。次男坊、三男坊、長男の人もいましたけれども、大体親元から二十歳過ぎると出ていく。中野から出ていく。要するに、学校がかわると言って、そこを卒業すると、職業について、では中野に戻ってくるのかといたら、そのまま職業について、ほかのところで結婚して、子どもができて、家を構えてしまうと、親がいるところには長男も帰ってこないという。昔だったら、長男はせめて親元で暮らすという

のがあったのですが、今はそういう状況がない。

そういうことでミスマッチがかなり起きているので、ではそのミスマッチを「いや、こういう状態で、あなたのお子さんは将来的に中野に戻ってこられるのですかね」ということがあって、初めてコミュニティもできるし、変わってくる部分も意外と解消されるのかなという感覚を持ちつつ、だけど、マスタープランにそれをどうやって表現していくのかということ、今、何となく模索しながら、皆さんのお話を聞かせていただいた。「意見があったら」と言われたときに、どういうものを出せば今の答えになるのかなという。

今の時点では、ちょっとその辺までしかできないので。先ほど、田村副会長が言った、どういう問題がまず中野区で起きていて、それを区民にどうやって広報して、知ってもらって、参加してもらおうということを探りながらマスタープランをつくっていったほうがいいのかという感覚を今、持っています。

会長

ありがとうございます。井上委員、もしよろしければ。

井上委員

今のマスタープランの区民へのフィードバックというか、協力を求めるに当たって、そちらに、中野区町会の関係者がいらっしやっているから、そういうコミュニティの場でフィードバックできないでしょうかね。

関田委員

そうですね。いろいろと議論をするのですが、これが役員会のレベルから、一般会員のところまで広げるといのは、なかなか難しいので。というのは、一般会員が町会行事とかに集まってきたときに、その場で、そういう場でしか議論というのにはできない状況ですから。

井上委員

町会の総会のとときとか。

関田委員

ええ、総会のとときとか。

井上委員

数少ないよね。

関田委員

そうです。少ないですし、そのときはまたテーマが違っていたりしますのでね。ではなかなか難しいかなという気がしますね。いろいろとイベントをやっていたりすることはあるわけですが、そういうときはまた子育て最中のお母さんたちの協力だとか、そういうことを得ながらやっているものですから。議論が、視点が違ってしまった話を持ち出すとい

うこと自体が難しいですね。

井上委員

今のお話のように、区民をもう少し知らなければいけないなと私は思いますね。

青木委員

それは大きな問題ですね。

井上委員

先ほどの協力がないと。

関田委員

ホームページとかいうことで、皆さんにいろいろ見ていただいたり、広げたりということは努力していただいているのですけれども、町会でもできるだけ今までと違って、そういうところに載せたりはしていますが、見ていただく方がやはりそうは多くないですからね。

井上委員

少ないですよ。

石井委員

ちょっと思うのですけれども、このマスタープランをこのような形で作るとしても、それをまとめて、ビジュアルですごく簡単に見せるようなものも必要だなと思う。そこから興味を持って、この内容を見始める方もいらっしゃるのではないかなと。この形だとやはりまずい。

塚本副参事

やはり概要版であったり、とっつきやすい資料は別途つくる必要はあると思います。

井上委員

区報も1つの方法でしょうけれども、皆さんが中をどこまで見るか。

松本（玲）委員

子育て世代真っただ中なので、本当にこういうの、このまま届いたときに、多分、わからないなというのもそうなのですが、行政の話って、例えば保育園問題が起きました。では、公園が足りないという話をしている。でも、公園の中に、急に保育園が建ちました。子どもが追い出されました。でも、保育園の中に何人も子どもは入っていないみたいなことが実際には起きていて、不信感がそこにはやはりある。結局、建てる人と、要は保育園が必要な人。区の中にいろいろな課がありますけれども、そこが横に「ちゃんと話し合いを本当にしているの？」というふうに区民は思ってしまう。

実際に緑が足りないし、公園も足りないし、というふうに思っていて、では公園はどこにあるのと思って話をしている部分もある。でも、その公園を潰してでも保育園は建てなければいけないといって、保育園が建ってしまう。でも、そうしたら公園は半分になってしまいました。では、保育園が本当にそのエリアの人たちにとって必要でしたかという、必要ではなかった。だから、すごく空いているということがあって、そこで遊んでいた子どもたちは道路に追い出され、また交通事故が起きたとか言ってみんなが大騒ぎになるというふうに、やはり何か行政というところの話が横につながっていかないと、こういうプランがそれぞれ出てきたとしても、区民はその1つずつを見ているわけではなくて、総合評価でやはり見ていくし、自分のところの地域の話として落としていくところが市民の感覚だと思うので。

こういう1つずつのデータはとてもわかりやすいし、1つずつ説明を伺えばそうだなと思うことがたくさんあるし、防災面、確かに大変だ。防災の話も町会の訓練に参加してみたりという、若い人はほとんど出てこなくて、町会の方々が一生懸命やっても、実際に子育て世代の本当に危ない人たちは、その町会の訓練には参加していないという状況の中で、本当に守れるのかというのは、やはり疑問になってくる。

なので、やはり、子育て世代がわかりやすく、自分たちのこととして考えられるような表現の仕方というのが求められているのだろうし、その人たちにわかる内容というところを考えていかないと、落ちていかないのかなという気がとてもします。

会長

皆様に大変活発なご議論をいただき、ありがとうございます。皆様まだたくさんご発言されたいことがあろうかと思えます。

皆さんからご指摘いただいた内容1つ1つは非常に重要な内容であったかと思えますし、そもそも本日のデータにございましたように、中野区さんが抱えられているユニークな特性があって、その現状をどう評価して、現状の課題をどう改めて認識するかというところもそうですし、それから今後の議論の進め方を踏まえて、さまざまなご意見をいただいたかと思えますので、事務局の皆様には大変ご苦勞をおかけするかと思うのですが、いろいろな形でご配慮を今後していただければと考えた次第でございます。

私の進行が不手際で恐縮なのですが、予定の時間を大分超過しておりますので、本日の予定案件の議論については、ここで本日は一旦終了させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。その後で、その他として、事務局のほうからご報告があるかと思えます。

塚本副参事

本日はありがとうございます。次回の予定でございますが、現在調整中でございます。夏休みをはさんで、その後、区議会の予定等もありますので、少し間が空いてしまう可能性もあるのですが、調整がつかましたら、改めて事前に資料とともにお知らせをいたします。

林委員

具体的に何月ごろ。

塚本副参事

そうですね。区議会をはさんでしまうと、もしかしたら10月とかになってしまうかもしれないのですが、何とぞよろしく願いいたします。改めてご連絡申し上げます。以上でございます。

会長

以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきたいと思えます。皆様どうもありがとうございました。

— 了 —